

大阪大谷大学硬式野球部 OB 会 団体規約

第一章 総則

第一条 名称及び所在地

1. 本会の名称は「大阪大谷大学硬式野球部 OB 会」と称する
2. 本会の設立日は、平成 27 年 4 月 1 日とする
3. 所在地は、〒584-8540 大阪府富田林市錦織北 3-11-1（大阪大谷大学内）に置く
但し、連絡その他の便宜上他の連絡事務所、支部等を置くことができる

第二条 目的

1. 本会は、大阪大谷大学硬式野球部に対する物心両面での後援及び会員相互の親睦を目的とする
2. 本会は、上記目的を達成するため下記の事業を行う
 - ・硬式野球部に対する資金援助
 - ・硬式野球部が必要とするその他の援助
 - ・会員名簿の作成
 - ・その他目的を達成するために必要な活動

第二章 会員

第三条 正会員及び特別会員

本会の会員は次の通りとする

- ・正会員：大阪大谷大学硬式野球部出身者及びこれに準ずる者
- ・特別会員：大阪大谷大学硬式野球部の活動および本会の活動に賛同し、特別貢献のあった者を役員 2 名の以上の推薦もしくは総会の承認を得た者

第四条 会員資格所得及び喪失

資格所得：本会は、大阪大谷大学を卒業し第三条に該当する者に対し会員資格を所得する。なお、特別会員に対してはこの限りではない

資格喪失：本会の資格喪失は以下の場合とする

- ・退会
- ・除名
- ・死亡

第五条 役員

本会には次の役員を置く

- ・会長・・・団体を統一、団体の代表であり、責任者（一名）
- ・副会長・・・会長の補佐、又、会長の代行（若干名）
- ・会計・・・会費および通帳の管理、報告書の作成（一名）
- ・総務・・・名簿管理、新入会員の追加、本会総会の案内連絡（若干名）
- ・監査・・・会計の監査（若干名）

第六条 役員を選出と任期

1. 会長、副会長は原則として、総会にて会員の中から選出する
2. 会計、総務及び監査は会長の指名により選出する
3. 役員は任期は5年とする。但し、再任を妨げない

第七条 総会

1. 原則年一回会長が招集し、活動報告・収支決算の承認及び役員改選、その他重要事項を決定する
2. 総会議事は、出席者の過半数の承認をもって成立とする

第三章 会計

第八条 経費

本会の経費は次のものをもってこれにあてる。

1. 寄付金
2. その他の収入

第九条 会計監査

本会の会計報告は監査が会計監査を行い、総会において承認を得なければならない

第十条 会計年度

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

第十一条 年会費及び寄付金

年会費及び寄付金は、次の通り徴収する。

1. 年会費は徴収せず、会員及びその他有志による寄付金2,000円/口をお受けする。
2. 寄付金は原則として指定した振込先に振り込みとし、一括払いとする。振込時期は役員から事前連絡とするが、原則4月から8月の間に行う。
3. やむを得ない事情で振込が困難であることを事前に連絡を受けた場合は、役員が適宜対応する。

第四章 慶弔

本会会員及び硬式野球部関係者に下記のことがあった場合は、速やかに事務局に連絡し、手配については原則事務局が行う

第十二条 慶事

大阪大谷大学の慶事に関しては、役員がその都度相談して決定する

第十三条 弔事

本会は、次の弔事について対応する

1. 正会員、特別会員が亡くなった場合は、「大阪大谷大学硬式野球部 OB 会」名で弔電を打つ
但し、有志で供花を行う場合は上記名を使用しても良い
2. 現役部員が亡くなった場合は、弔電・供花を行い、役員が参列する

会則の執行 平成 28 年 3 月 26 日

改定 令和 2 年 10 月 15 日